

匝瑳市用途地域等指定基準（案）

令和〇年〇月

目 次

1	本基準制定の趣旨及び用語の定義	1
2	用途地域指定の基本方針	2
3	土地利用と用途地域の指定方針	3
(1)	住宅地	3
(2)	商業地	3
(3)	工業地	4
(4)	幹線道路の沿道等	4
(5)	その他	5
4	用途地域に関する指定基準	6
(1)	第一種低層住居専用地域	6
(2)	第二種低層住居専用地域	8
(3)	第一種中高層住居専用地域	10
(4)	第二種中高層住居専用地域	12
(5)	第一種住居地域	14
(6)	第二種住居地域	16
(7)	準住居地域	18
(8)	田園住居地域	20
(9)	近隣商業地域	22
(10)	商業地域	24
(11)	準工業地域	26
(12)	工業地域	28
(13)	工業専用地域	30
5	用途地域の変更時期	32
6	用途地域の指定に当たっての留意事項	33
(1)	用途地域の区域界	33
(2)	配置及び規模の特例	33
7	用途地域の指定に関連するその他の地域地区の指定方針	34
(1)	防火地域及び準防火地域	34
(2)	高度地区	34
8	附 則	35
(1)	施行期日	35
(2)	適用	35

匝瑳市用途地域等指定基準

1 本基準制定の趣旨及び用語の定義

(1) 本基準の制定趣旨

平成23年8月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)による都市計画法(昭和43年法律第100号)の一部改正により、平成24年4月から用途地域等の都市計画決定及び変更に関する権限が市へ移譲され、地域の特性に応じたよりきめ細やかなまちづくりを行うことが可能となった。

これを受け、本市では、匝瑳市都市計画マスタープラン(本市における都市計画法第18条の2第1項の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいう。以下同じ。)等を策定し、本市の将来目指すべき市街地像を示している。そこで、匝瑳市用途地域等指定基準(以下「本基準」という。)では、この市街地像の実現に向け、適正かつ合理的な土地利用を誘導することにより、機能的な都市活動の確保及び安全で良好な都市環境の形成を図り、もって持続可能な都市の形成を図るため、用途地域等の指定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 用語の定義

本基準において使用する用語は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法で使用する用語の例による。

2 用途地域指定の基本方針

- (1) 用途地域は、都市計画法第6条の2第1項の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）や匠瑳市都市計画マスタープラン等の目指すべき市街地像を踏まえて定めるものとする。
- (2) 用途地域は、地域の土地利用の現状及び動向、道路等の公共施設の整備状況、円滑な道路交通の確保、これまでの用途地域指定の経緯、住居の環境への影響、隣接する用途地域との整合等を総合的に勘案し定めるものとする。
- (3) 特に、用途地域の見直しに当たっては、今後の土地利用の転換や地域のニーズに配慮するとともに、周辺環境や景観を十分に勘案し、市街地開発事業や道路等の公共施設の整備の状況を踏まえ、適切な時期に行うものとする。
- (4) 市街地開発事業等の実施により、土地利用の転換が見込まれる地区については、建築物が建築されることにより、将来の都市基盤施設の計画的な整備に支障を及ぼす場合、暫定用途地域の指定を行う等、事業の進捗に合わせて段階的な用途地域の変更を行うものとする。
- (5) 用途地域と地区計画を併せて定めることで、詳細な土地利用の規制と誘導を行い、地域の実情に応じたきめ細かな市街地環境と良好な景観の形成に努めるものとする。
- (6) 用途地域と特別用途地区や高度地区、防火地域又は準防火地域等その他の地域地区を併せて定めることにより、良好な市街地環境と景観の形成に努めるものとする。

3 土地利用と用途地域の指定方針

(1) 住宅地

住宅地は、土地利用の現況及び動向を勘案し、住居の環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し、住居の専用性を高める等、住居の環境を保護することが望ましい。

住宅地における用途地域は、当該地域における地形等の自然条件、都市施設の整備状況、義務教育施設を中心とする住区構成、市街化の動向並びに建築物の用途、建ぺい率及び容積率等の現況等を考慮して定めるものとし、不適格建築物の分布状況、今後の開発動向及び隣接する用途地域との整合についても考慮して次のように定める。

- ① 良好な住居の環境を有する低層住宅地の形成を図る地域については、原則として第一種低層住居専用地域を定める。
また、住民の日常の利便性に配慮し、小規模な日用品販売店舗等の立地を許容する地域については、第二種低層住居専用地域を定める。
- ② 良好な住居の環境を有する中高層住宅地の形成を図る地域については、原則として第一種中高層住居専用地域を定める。
また、住民の日常の利便性に配慮し、中規模な店舗等の立地を許容する地域については、第二種中高層住居専用地域を定める。
- ③ その他の住居の環境を保護する住宅地については、原則として第一種住居地域を定める。
また、住居の環境を保護する住宅地において、住居と比較的規模の大きな店舗や事務所等の併存を図る地域については、第二種住居地域を定める。
- ④ 幹線道路等の沿道の住宅地で、用途の広範な混在を防止しつつ、住居と併せ自動車関連施設等の道路の沿道にふさわしい商業又は業務の用に供する地域については、準住居地域を定める。
- ⑤ 都市における農地の保全と建築物に対する建築規制を一体として行う必要がある地域については、田園住居地域を定めることができる。

(2) 商業地

商業地における用途地域は、都市における商業業務機能の適性な構成を図る観点から、交通ネットワークの形成との関係を考慮しつつ、商業地の位置づけに応じて業務等に必要な空間も含め適正な規模及び配置となるよう次のように定める。

- ① 商業や業務等の用途に純化した地域及び都市の拠点としての位置づけがあり、都市基盤施設の整備の状況から商業又は業務の集積を図り、利便性を増進すべき地域については、原則として商業地域を定める。
- ② 住宅地に近接し、近隣住民の日常の利便性を増進するため、店舗又は事務所の立地を図る地域及び隣接する住宅地との環境の調和を図る必要がある地域については、原則として近隣商業地域を定める。
- ③ 商業地域及び近隣商業地域ともに、用途の純化の観点からその規模が過大とならないよう定める。

(3) 工業地

工業地における用途地域は、工業生産活動の増進や公害の発生の防止等を勘案し、交通ネットワークとの関係を考慮しつつ、流通業務施設等に必要な空間も含め、適正な規模及び配置となるよう次のように定める。

- ① 住宅と工業等の混在を排除することが困難又は不相当と認められる区域で、環境の悪化をもたらすおそれのない軽工業等の工業の利便性の増進を図る地域については、原則として準工業地域を定める。
- ② 工業の利便性の増進を図る地域であり、住宅や店舗等の混在を排除することが困難又は不適当な工業地については、原則として工業地域を定める。
- ③ 工場等の集積が著しく、住宅や店舗等の混在をなくし、工業に特化した工業の利便性の増進を図る工業地及び工業団地等の計画的に開発する工業地については、原則として工業専用地域を定める。

(4) 幹線道路の沿道等

幹線道路の沿道としてふさわしい業務等の利便性の増進を図る地域において、幹線道路の整備状況並びに周辺土地利用の現状及び動向を勘案し、地域の実情に応じ、後背地の環境に配慮した土地利用が図られるよう適切に配置する。

幹線道路の沿道地域については、当該沿道が道路を通行するものに利用され、背後の地域と異なった土地利用を行うことが適当な場合があることや道路交通騒音の著しい又は著しくなることが予想される地域もあること等を踏まえ、土地利用の現況及び動向、後背地域の土地利用との調和、道路の整備状況、円滑な道路交通の確保等を勘案して、用途地域を定める。この場合、地域の実情に応じ、用途地域を路線的に定めることができる。

なお、道路種別は次のように定める。

ア 幹線道路

広域圏相互を連絡するとともに、広域圏や都市の骨格を形成する道路で、高速自動車国道、一般国道、主要地方道及び一部の一般県道や幹線市町村道が該当する。

イ 補助幹線道路

幹線道路を補完し、幹線道路と区画道路を連絡し、交通を集散させる機能を持つ道路で、一部の主要地方道及び一般県道や幹線市町村道が該当する。

① 幹線道路沿道

幹線道路の沿道としてふさわしい業務等の利便性の増進を図る地域において、地域の特性に応じ、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域のうちから適切な用途地域を定める。

自動車関連施設等の沿道サービス施設の立地を図る地域においては、準住居地域又は準工業地域を定めることとし、住居の環境の保護を図る地域については、準住居地域を定める。

また、環境の保護に十分配慮されること等により、道路交通騒音が、環境基準を超過していない又はそのおそれが無い場合は、第一種住居地域又は第二種住居地域のうちから適切な用途地域を定めることができる。

② 補助幹線道路沿道

補助幹線道路の沿道として、近隣住民の日常の利便性及び道路沿道としての利便性の増進を図るべき地域については、地域の特性に応じ、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は第一種住居地域のうちから適切な用途地域を定める。ただし、道路沿道で騒音等の環境上の問題がある地域においては、住居専用地域を定めないこととする。

③ 鉄道沿線

鉄道沿線については、騒音等の問題に配慮し、原則として住居専用地域を定めない。ただし、鉄道の構造が掘割式や地下式等の場合又は都市施設である公園、緑地等が緩衝帯としての役割を果たす場合等、近隣の住居の環境に支障がない場合は、周辺の用途地域に併せ住居専用地域を定めることができる。

(5) その他

① 流通業務用地

都市内の各地域に対して、物資の集配を行うに適切な位置にあつて卸売市場、トラックターミナル、倉庫、修理工場、加工工場等の流通関連施設の集中立地を図るべき地域については、地区内の工業、住宅、店舗等の混在や周囲の土地利用の状況を勘案するとともに、周辺地区との環境の調和に配慮し、流通業務の利便性の増進を図るべく準工業地域を定める。

② 文教施設用地

学校、図書館、その他の教育施設の立地を図る地域及びその周辺の地域のうち、特に教育環境の保護を図る地域については、施設の内容や規模、周囲の土地利用の状況に勘案するとともに、周辺地区との環境の調和に配慮し、住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は田園住居地域から適切な用途地域を定める。

4 用途地域に関する指定基準

(1) 第一種低層住居専用地域

① 指定すべき区域

- ア 良好な低層の住居の環境を保護する区域又は良好な住居の環境を有する低層住宅地の形成を図る区域
- イ 土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画等により面的に公共施設を整備し、新たに計画的に市街化を図るべき区域

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね10ha以上とし、不整形でないこと。
- イ 他の住居専用地域に隣接している場合は一団として扱い、区域全体の規模はおおむね10ha以上であり、かつ、当該用途地域もおおむね2ha以上で整形であること。
- ウ 原則として、商業地域、工業地域又は工業専用地域とは接して定めないこと。ただし、次の場合においては、接して定めることができる。
 - ㊦ 都市施設である公園又は緑地、地区計画等により確保される緑地帯、地形等が緩衝的な役割を果たす場合
 - ㊧ 地区計画等又は特別用途地区により、接する区域に必要な制限がなされる場合等であって、当該地域の良好な住居の環境の保護に支障がないと認められる場合
- エ 原則として、幹線道路沿道、鉄道沿線等の騒音等の環境上の問題がある区域には定めないこと。

③ 建築物の高さの最高限度

建築物の高さの最高限度について、10mに指定する。ただし、必要な公共施設等が整備されている区域については12mとする。

④ 建築物の壁面の後退距離

建築物の壁面の後退距離について、必要に応じ1m又は1.5mに指定することができる。

⑤ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

⑥ 他の地域地区等

低層住宅地の良好な住居の環境の保護を図るため、必要に応じ地区計画等を定めることができる。

《第一種低層住居専用地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さの 最高限度 (m)
良好な低層の住居の環境を保護する区域又は良好な住居の環境を有する低層住宅地の形成を図るべき区域（標準）	40 50	80 100	10
優れた低層の住居の環境を保護する区域又は新たに計画的市街地を図るべき区域	30 40	50 60 80	10
良好な低層の住居の環境を維持しつつ、土地の有効利用を図るべき区域のうち、必要な公共施設が整備された区域	50 60	100 150	10 12
一体的又は計画的に整備される低層集合住宅地等の区域			
土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画等により面的に公共施設を整備して、新たに計画的に市街化を図るべき区域（暫定用途地域）	30	50	10

(2) 第二種低層住居専用地域

① 指定すべき区域

- ア 良好な住居の環境を有する低層住宅地において、住民の日常の利便性に配慮し、小規模な日用品販売店舗等の立地を許容する区域
- イ 補助幹線道路沿道で便利施設の立地を許容しつつ、良好な住居の環境の保護を図るべき区域
- ウ 第一種低層住居専用地域では建築できない建築物の混在がみられる住宅地で、将来とも低層住宅地とすべき区域

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね10ha以上とし、不整形でないこと。
- イ 他の住居専用地域に隣接している場合は一団として扱い、区域全体の規模はおおむね10ha以上であり、かつ、当該用途地域もおおむね2ha以上で整形であること。
- ウ 補助幹線道路沿道に路線的に定めることができる。この場合は、規模の規定を設けない。
- エ 原則として、商業地域、工業地域又は工業専用地域とは接して定めないこと。ただし、次の場合においては、接して定めることができる。
 - ㊦ 都市施設である公園又は緑地、地区計画等により確保される緑地帯、地形等が緩衝的な役割を果たす場合
 - ㊧ 地区計画等又は特別用途地区により、接する区域に必要な制限がなされる場合等であって、当該地域の良好な住居の環境の保護に支障がないと認められる場合
- オ 原則として、幹線道路沿道、鉄道沿線等の騒音等の環境上の問題がある区域には定めないこと。

③ 建築物の高さの最高限度

建築物の高さの最高限度について、10mに指定する。ただし、必要な公共施設等が整備されている区域については12mとする。

④ 建築物の壁面の後退距離

建築物の壁面の後退距離について、必要に応じ1m又は1.5mに指定することができる。

⑤ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

⑥ 他の地域地区等

低層住宅地の良好な住居の環境の保護を図るため、必要に応じ地区計画等を定めることができる。

《第二種低層住居専用地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さの 最高限度 (m)
良好な住居の環境を有する低層住宅地において、住民の日常の利便性に配慮し、小規模な日用品販売店舗等の立地を許容する区域（標準）	40 50	80 100	10
優れた住居の環境を有する低層住宅地において、住民の日常の利便性に配慮し、小規模な日用品販売店舗等の立地を許容する区域	30 40	50 60 80	10
良好な低層の住居の環境を維持しつつ、小規模な日用品販売店舗等の立地を許容し、土地の有効利用を図るべき区域のうち、必要な公共施設が整備された区域			
一体的又は計画的に整備される低層集合住宅地等の区域で、小規模な日用品販売店舗等の立地を許容する区域	40 50 60	100 150 200	10 12
補助幹線道路沿道で利便施設の立地を許容しつつ、良好な住居の環境の保護を図るべき区域			

(3) 第一種中高層住居専用地域

① 指定すべき区域

- ア 良好な中高層の住居の環境を保護する区域又は良好な住居の環境を有する中高層住宅地の形成を図る区域
- イ 第二種低層住居専用地域では建築できない建築物の混在がみられる既存の住宅地で、将来とも住宅地とすべき区域

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね5 ha 以上とし、不整形でないこと。
なお、異なる建ぺい率又は容積率を定める場合は、おおむね2 ha 以上とする。
- イ 他の住居専用地域に隣接している場合は一団として扱い、区域全体の規模はおおむね5 ha 以上であり、かつ、当該用途地域もおおむね2 ha 以上で整形であること。
- ウ 原則として、商業地域、工業地域又は工業専用地域とは接して定めないこと。ただし、次の場合においては、接して定めることができる。
 - ㊦ 都市施設である公園又は緑地、地区計画等により確保される緑地帯、地形等が緩衝的な役割を果たす場合
 - ㊧ 地区計画等又は特別用途地区により、接する区域に必要な制限がなされる場合等であって、当該地域の良好な住居の環境の保護に支障がないと認められる場合
- エ 原則として、幹線道路沿道及び鉄道沿線等の騒音等の環境上の問題がある区域には定め
ないこと。

③ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

④ 他の地域地区等

- ア 日照等を考慮し、高度地区を定めることができる。
- イ 良好な住居の環境の保護を図るため、地区計画等を定めることができる。
- ウ 容積率300%を定める場合は、防火地域又は準防火地域の指定に努めるものとする。

《第一種中高層住居専用地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
良好な中高層の住居の環境を保護する区域又は良好な住居の環境を有する中高層住宅地の形成を図るべき区域（標準）	50 60	150 200
優れた中高層の住居の環境を保護する区域又は優れた住居の環境を有する中高層住宅地の形成を図るべき区域	30 40 50	100 150
鉄道駅の徒歩圏等で、土地の高度利用を図るべき区域のうち、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な住居の環境が誘導される区域	50 60	300

(4) 第二種中高層住居専用地域

① 指定すべき区域

- ア 良好な住居の環境を有する中高層住宅地において、住民の日常の利便性に配慮し、中規模な店舗等の立地を許容する区域
- イ 補助幹線道路沿道で便利施設の立地を許容しつつ、良好な住居の環境の保護を図るべき区域
- ウ 第一種中高層住居専用地域では建築できない建築物の混在がみられる住宅地で、将来とも住宅地とすべき区域

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね5 ha 以上とし、不整形でないこと。
なお、異なる建ぺい率又は容積率を定める場合は、おおむね2 ha 以上とする。
- イ 他の住居専用地域に隣接している場合は一団として扱い、区域全体の規模はおおむね5 ha 以上であり、かつ、当該用途地域もおおむね2 ha 以上で整形であること。
- ウ 補助幹線道路沿道に路線的に定めることができる。この場合、規模の規定を設けない。
- エ 原則として、商業地域、工業地域又は工業専用地域とは接して定めないこと。ただし、次の場合においては、接して定めることができる。
 - ㊦ 都市施設である公園又は緑地、地区計画等により確保される緑地帯、地形等が緩衝的な役割を果たす場合
 - ㊧ 地区計画等又は特別用途地区により、接する区域に必要な制限がなされる場合等であって、当該地域の良好な住居の環境の保護に支障がないと認められる場合
- オ 原則として、幹線道路沿道及び鉄道沿線等の騒音等の環境上の問題がある区域には定め
ないこと。

③ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

④ 他の地域地区等

- ア 日照等を考慮し、高度地区を定めることができる。
- イ 良好な住居の環境の保護を図るため、地区計画等を定めることができる。
- ウ 容積率300%を定める場合は、防火地域又は準防火地域の指定に努めるものとする。

《第二種中高層住居専用地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
良好な住居の環境を有する中高層住宅地において、住民の日常の利便性に配慮し、中規模な店舗等の立地を許容する区域（標準）	50 60	150 200
優れた住居の環境を有する中高層住宅地において、住民の日常の利便性に配慮し、中規模な店舗等の立地を許容する区域	30 40 50	100 150
鉄道駅の徒歩圏や補助幹線道路の沿道等で、良好な住居の環境を有する中高層住宅地において中規模な店舗等の立地を許容し、土地の高度利用を図るべき区域のうち、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な住居の環境が誘導される区域	50 60	300

(5) 第一種住居地域

① 指定すべき区域

- ア 比較的大規模な店舗又は事務所等の立地を制限しつつ、住居の環境の保護を図る区域
- イ 幹線道路又は補助幹線道路沿道で利便施設の立地を許容する区域、鉄道沿線で良好な住居の環境の保護を図るべき区域

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね5 ha 以上とし、不整形でないこと。
なお、異なる建ぺい率又は容積率を定める場合は、おおむね2 ha 以上とする。
- イ 他の住居地域に隣接している場合は一団として扱い、区域全体の規模はおおむね5 ha 以上であり、かつ、当該用途地域もおおむね2 ha 以上で整形であること。
- ウ 幹線道路若しくは補助幹線道路又は鉄道沿線に路線的に定めることができる。この場合、規模の規定を設けない。
- エ 幹線道路若しくは補助幹線道路又は鉄道沿線において、騒音が著しく良好な住居の環境の確保が困難と考えられる区域には定めないこと。ただし、次の場合においては、定めることができる。
 - ㊦ 幹線道路又は鉄道の構造（掘割式、地下式等）等により住居の環境に支障がない場合
 - ㊧ 都市施設である公園又は緑地、地区計画等により確保される緑地帯、地形等が緩衝的な役割を果たす場合
 - ㊨ 地区計画又は特別用途地区により、必要な制限がなされる場合等であって、当該地域の良好な住居の環境の保護に支障がないと認められる場合

③ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

④ 他の地域地区等

- ア 日照等を考慮する必要がある場合には、高度地区を併せて定めることができる。
- イ 幹線道路若しくは補助幹線道路又は鉄道沿線に路線的に定める場合は、周辺の住居の環境に配慮し、地区計画等を定めることができる。
- ウ 土地の高度利用を図るため容積率300%以上を定める場合は、周辺の住居の環境に配慮し、良好な住居の環境が誘導されるよう地区計画や他の地域地区を定めることに努めるものとする。
- エ 建ぺい率80%又は容積率300%以上を定める場合は、建築物の立地状況等を勘案し、防火地域又は準防火地域の指定に努めるものとする。

《第一種住居地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
比較的大規模な店舗又は事務所等の立地を制限しつつ、住居の環境の保護を図る区域（標準）	50	200
幹線道路及び補助幹線道路沿道で利便施設の立地を許容する区域又は鉄道沿線で良好な住居の環境の保護を図るべき区域	60	
比較的大規模な店舗又は事務所等の立地を制限しつつ、優れた住居の環境の保護を図る住宅地の区域	50 60	100 150
密集市街地で道路や公園等の基盤整備を行いつつ、建物の更新を図る等の区域	80	200
鉄道駅の徒歩圏や幹線道路の沿道等で、良好な住居の環境を保護しつつ、土地の高度利用を図るべき区域で、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な住居の環境が誘導される区域	50 60	300
鉄道駅の徒歩圏や幹線道路の沿道等で、良好な住居の環境を保護しつつ、特に土地の高度利用を図るべき区域のうち、近隣商業地域又は商業地域から変更を行う等の区域で、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な住居の環境が誘導される区域	50 60	400

(6) 第二種住居地域

① 指定すべき区域

- ア 大規模な店舗若しくは業務ビルが相当数立地している住宅地又は住居の環境の保護を図りつつ、大規模施設の立地を許容する区域
- イ 幹線道路沿道で大規模な便利施設の立地を許容する区域
- ウ 第一種住居地域では建築できない建築物の混在がみられる区域で、主として住居の環境を保護する必要がある区域

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね5 ha 以上とし、不整形でないこと。
なお、異なる建ぺい率又は容積率を定める場合は、おおむね2 ha 以上とする。
- イ 他の住居地域に隣接している場合は一団として扱い、区域全体の規模はおおむね5 ha 以上であり、かつ、当該用途地域もおおむね2 ha 以上で整形であること。
- ウ 幹線道路沿道又は鉄道沿線に路線的に定めることができる。この場合、規模の規定を設けない。
- エ 幹線道路沿道又は鉄道沿線において、騒音が著しく良好な住居の環境の確保が困難と考えられる区域には定めないこと。ただし、次の場合においては、定めることができる。
 - ㊦ 幹線道路又は鉄道の構造（掘割式、地下式等）等により住居の環境に支障がない場合
 - ㊧ 都市施設である公園又は緑地、地区計画等により確保される緑地帯、地形等が緩衝的な役割を果たす場合
 - ㊨ 地区計画又は特別用途地区により、必要な制限がなされる場合等であって、当該地域の良好な住居の環境の保護に支障がないと認められる場合

③ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

④ 他の地域地区等

- ア 日照等を考慮する必要がある場合には、高度地区を併せて定めることができる。
- イ 幹線道路沿道及び鉄道沿線に路線的に定める場合、周辺の住居の環境に配慮し、地区計画等を定めることができる。
- ウ 土地の高度利用を図るため容積率300%以上を定める場合は、周辺の住居の環境に配慮し、良好な住居の環境が誘導されるよう地区計画や他の地域地区を定めることに努めるものとする。
- エ 建ぺい率80%又は容積率300%以上を定める場合は、建築物の立地状況等を勘案し、防火地域又は準防火地域の指定に努めるものとする。

《第二種住居地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
大規模な店舗、業務ビルが相当数立地している住宅地又は住居の環境の保護を図りつつ、大規模施設の立地を許容する区域（標準）	50 60	200
幹線道路沿道で大規模な利便施設の立地を許容する区域		
大規模な店舗若しくは業務ビルが相当数立地している中高層住宅地又は優れた住居の環境の保護を図りつつ、大規模施設の立地を許容する区域	50 60	100 150
密集市街地で道路や公園等の基盤整備を行いつつ、建物の更新を図る等の区域	80	200
鉄道駅の徒歩圏や幹線道路の沿道等で、良好な住居の環境を保護しつつ、土地の高度利用を図るべき区域で、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な住居の環境が誘導される区域	50 60	300
鉄道駅の徒歩圏や幹線道路の沿道等で、良好な住居の環境を保護しつつ、特に土地の高度利用を図るべき区域のうち、近隣商業地域又は商業地域から変更を行う等の区域で、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な住居の環境が誘導される区域	50 60	400

(7) 準住居地域

① 指定すべき区域

幹線道路の沿道として地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護する区域

② 配置及び規模の基準

幹線道路沿道及び鉄道沿線に路線的に定める。この場合、規模の規定を設けない。

③ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

④ 他の地域地区等

ア 日照等を考慮する必要がある場合には、高度地区を併せて定めることができる。

イ 土地の高度利用を図るため容積率300%以上を定める場合は、周辺の住居の環境に配慮し、良好な住居の環境が誘導されるよう地区計画や他の地域地区を定めることに努めるものとする。

ウ 建ぺい率80%又は容積率300%以上を定める場合は、建築物の立地状況等を勘案し、防火地域又は準防火地域の指定に努めるものとする。

《準住居地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
幹線道路の沿道の住宅地で、住居の環境に配慮しつつ、自動車関連施設等の沿道サービス施設等の商業又は業務の利便を図る区域（標準）	50 60	200
幹線道路の沿道の住宅地で、住居の環境に配慮しつつ、自動車関連施設等の沿道サービス施設等の商業又は業務の利便を図る区域で、優れた住居の環境の保護を図りつつ、沿道サービス施設の立地を許容する区域	50 60	100 150
密集市街地で道路や公園等の基盤整備を行いつつ、建物の更新を図る等の区域	80	200
幹線道路の沿道等であって、良好な住居の環境を保全しつつ、土地の高度利用を計画的に図るべき区域で、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な環境が誘導される区域	50 60	300
幹線道路の沿道等であって、特に土地の高度利用を計画的に図るべき区域であり、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な環境が誘導される区域	50 60	400

(8) 田園住居地域

① 指定すべき区域

- ア 農地の利便の増進を図りつつ、これと調和した良好な低層の住居の環境を保護する区域又は低層住宅と農地が混在し、両者の調和により良好な住居の環境と営農環境を形成する必要がある区域
- イ 日影等による営農環境の悪化を防ぐ必要がある低層住宅と農地が混在する区域
- ウ 低層住宅と農地が混在する区域で、農産物直売所や農家レストラン等の農業の利便の増進に資する施設の立地に適する区域

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね10ha以上とし、不整形でないこと。
- イ 他の住居専用地域に隣接している場合は一団として扱い、区域全体の規模はおおむね10ha以上であり、かつ、当該用途地域もおおむね2ha以上で整形であること。
- ウ 原則として、幹線道路沿道及び鉄道沿線等の騒音等の環境上の問題がある区域には定め
ないこと。
- エ 原則として、商業地域、工業地域又は工業専用地域とは接して定め
ないこと。ただし、次の場合においては、接して定めることができる。
 - ㊦ 都市施設である公園又は緑地、地区計画等により確保される緑地帯、地形等が緩衝的
な役割を果たす場合
 - ㊧ 地区計画等又は特別用途地区により、接する区域に必要な制限がなされる場合等であ
って、当該地域の良好な住居の環境の保護に支障がないと認められる場合

③ 建築物の高さの最高限度

建築物の高さの最高限度について、10mに指定する。ただし、農業の利便の増進に資する施設の立地に適した区域については12mとすることができる。

④ 建築物の壁面の後退距離

建築物の壁面の後退距離について、必要に応じ1m又は1.5mに指定することができる。

⑤ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

⑥ 他の地域地区等

低層住宅地の良好な住居の環境の保護を図るため、必要に応じ地区計画等を定めることができる。

《田園住居地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さの 最高限度 (m)
農地の利便の増進を図りつつ、これと調和した良好な低層の住居の環境を保護する区域又は低層住宅と農地が混在し、両者の調和により良好な住居の環境と営農環境を形成する必要がある区域	40 50	80 100	10
日影等による営農環境の悪化を防ぐ必要がある低層住宅と農地が混在する区域	30 40	50 60 80	10
低層住宅と農地が混在する区域で、農産物直売所や農家レストラン等の農業の利便の増進に資する施設の立地に適する区域	50 60	100 150	10 12

(9) 近隣商業地域

① 指定すべき区域

- ア 商店街や鉄道駅周辺、郊外の小規模な商業地等の近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を主たる内容とする店舗等の立地を図る区域
- イ 隣接する住宅地との環境の調和を図る必要がある商業地等の区域

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね2 ha以上とし、不整形でないこと。
なお、異なる建ぺい率又は容積率を定める場合は、おおむね1 ha以上とする。
- イ 幹線道路沿道又は鉄道沿線に路線的に定めることができる。この場合、規模の規定を設けない。

③ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

④ 他の地域地区等

- ア 特に、日照等を考慮する必要がある場合には、高度地区を併せて定めることができる。
- イ 土地の高度利用を図るため容積率300%以上を定める場合は、周辺の住居の環境に配慮し、良好な市街地環境が誘導されるよう地区計画や他の地域地区を定めることに努めるものとする。
- ウ 建ぺい率80%又は容積率300%以上を定める場合は、建築物の立地状況等を勘案し、防火地域又は準防火地域の指定に努めるものとする。

《近隣商業地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を主たる内容とする店舗等の立地を図る区域又は隣接する住宅地との環境の調和を図る必要がある商業地の区域（標準）	60 80	200
土地の高度利用を前提とせず、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を主たる内容とする店舗等の立地を図る区域又は隣接する住宅地との環境の調和を図る必要がある区域で、地域の環境を保全するため土地の高度利用を図ることが不適当な区域	60 80	100 150
鉄道駅周辺や幹線道路の沿道等で、商業地として土地の高度利用を図るべき区域で、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な市街地環境が誘導される区域	60 80	300
鉄道駅周辺や幹線道路の沿道等で、商業地として、特に土地の高度利用を図るべき区域で、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な市街地環境が誘導される区域。 原則として街区が幅員16m以上の道路に面すること。	60 80	400

(10) 商業地域

① 指定すべき区域

- ア 主として商業又は業務の利便を図る区域
- イ 地域の核として店舗、事務所、娯楽施設等の集積を図る主要な鉄道駅周辺
- ウ 郊外において、大規模集客施設等の立地を図る拠点的な地区

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね2 ha 以上とし、不整形でないこと。
なお、異なる容積率を定める場合は、おおむね1 ha 以上とする。
- イ 幹線道路沿道及び鉄道沿線に路線的に指定することができる。この場合、規模の規定を設けない。
- ウ 原則として、住居専用地域とは接して定めないこと。ただし、次の場合においては、接して定めることができる。
 - ㊦ 都市施設である公園又は緑地、地区計画等により確保される緑地帯、地形等が緩衝的な役割を果たす場合
 - ㊧ 地区計画等又は特別用途地区により、接する区域に必要な制限がなされる場合等であって、住居地域の良好な住居の環境の保護に支障がないと認められる場合

③ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200 m²以内の範囲内において指定することができる。

④ 他の地域地区等

- ア 商業地域を定める場合は、周辺の住居の環境に配慮し、良好な市街地環境が誘導されるよう地区計画や他の地域地区を定めることに努めるものとする。
- イ 商業地域を定める場合は、原則として防火地域を併せて指定する。ただし、容積率20%を定める場合は、準防火地域を指定することができる。

《商業地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
主として商業又は業務の利便の増進を図る区域（標準） 原則として街区が幅員16m以上の道路に面すること。	80	400
土地の高度利用を前提とせず、商業又は業務の利便を増進する区域で、地域の環境を保全するため土地の高度利用を図ることが不適当な区域	80	200 300
商業地として土地の高度利用を図るべき区域で、必要な道路等の公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な市街地環境が誘導される区域。 原則として街区が幅員22m以上の道路に面すること。	80	500 600

(11) 準工業地域

① 指定すべき区域

- ア 主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める区域
- イ 住宅と工業等の混在を排除することが困難又は不相当と認められる区域で、環境の悪化をもたらすおそれのない軽工業等の立地を図る区域
- ウ 流通業務施設等の立地を図る区域

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね5 ha 以上とし、不整形でないこと。
なお、異なる建ぺい率又は容積率を定める場合は、おおむね2 ha 以上とする。
- イ 工業専用地域又は工業地域と一体になり、良好な生産環境の保護等、やむを得ないと認められる場合は、規模を緩和することができる。
- ウ 幹線道路沿道又は鉄道沿線に路線的に指定することができる。この場合、規模の規定を設けない。

③ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

④ 他の地域地区等

- ア 特に、日照等を考慮する必要がある場合には、高度地区を併せて定めることができる。
- イ 土地の高度利用を図るため容積率300%を定める場合は、周辺の住居の環境に配慮し、良好な市街地環境が誘導されるよう地区計画や他の地域地区を定めることに努めるものとする。
- ウ 建ぺい率80%又は容積率300%を定める場合は、建築物の立地状況等を勘案し、防火地域又は準防火地域の指定に努めるものとする。

《準工業地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る区域（標準）	50 60	200
土地の高度利用を前提とせず、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める区域で、地域の環境を保全するため土地の高度利用を図ることが不適當な区域	50 60	100 150
密集市街地で道路や公園等の基盤整備を行いつつ、建物の更新を図る等の区域	80	200
土地の高度利用を図るべき区域で、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な市街地環境が誘導される区域	50 60	300

(12) 工業地域

① 指定すべき区域

- ア 主として工業の利便を図る区域
- イ 工業専用地域では建築できない建築物の立地を許容する工業区域

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね5 ha 以上とし、不整形でないこと。
なお、異なる建ぺい率又は容積率を定める場合は、おおむね2 ha 以上とする。
- イ 工業専用地域及び準工業地域と一体になり、良好な生産環境の保護等、やむを得ないと認められる場合は、規模を緩和することができる。
- ウ 原則として、住居専用地域とは接して定めないこと。ただし、次の場合においては、接して定めることができる。
 - ㊦ 都市施設である公園又は緑地、地区計画等により確保される緑地帯、地形等が緩衝的な役割を果たす場合
 - ㊧ 地区計画等又は特別用途地区により、接する区域に必要な制限がなされる場合等であって、住居地域の良好な住居の環境の保護に支障がないと認められる場合

③ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

④ 他の地域地区等

- ア 住宅の排除等の用途又は形態規制に関する地区計画や高度地区等を併せて定めることができる。
- イ 土地の高度利用を図るため容積率300%を定める場合は、周辺的环境に配慮し、良好な市街地環境が誘導されるよう地区計画や他の地域地区を定めることに努めるものとする。
- ウ 容積率300%を定める場合は、建築物の立地状況等を勘案し、防火地域又は準防火地域の指定に努めるものとする。
- エ 公害防止上必要のある場合は、必要に応じ、特別用途地区（特別工業地区等）を併せて定めることができる。

《工業地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
主として工業の利便を図る区域（標準）	50 60	200
土地の高度利用を前提とせず、主として工業の利便を図る区域で、地域の環境を保全するため土地の高度利用を図ることが不適當な区域	50 60	100 150
土地の高度利用を図るべき区域で、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な市街地環境が誘導される区域	50 60	300

(13) 工業専用地域

① 指定すべき区域

- ア 工業の利便を図る区域
- イ 住宅と工業の混在を排除し、又はこれを防止し、工業に特化した土地利用を図る区域
- ウ 新たに工業地として計画的に整備を図る区域等

② 配置及び規模の基準

- ア 原則として、規模はおおむね10ha以上とし、不整形でないこと。
なお、異なる建ぺい率又は容積率を定める場合は、おおむね2ha以上とする。
- イ 工業地域又は準工業地域と隣接している場合は一団として扱い、区域全体の規模はおおむね10ha以上であり、かつ、当該用途地域もおおむね5ha以上で整形であること。
- ウ 原則として、住居専用地域とは接して定めないこと。ただし、次の場合においては、接して定めることができる。
 - ㊦ 都市施設である公園又は緑地、地区計画等により確保される緑地帯、地形等が緩衝的な役割を果たす場合
 - ㊧ 地区計画等又は特別用途地区により、接する区域に必要な制限がなされる場合等であって、住居地域の良好な住居の環境の保護に支障がないと認められる場合

③ 敷地面積の最低限度

敷地面積の最低限度について、必要に応じ200㎡以内の範囲内において指定することができる。

④ 他の地域地区等

- ア 土地の高度利用を図るため容積率300%を定める場合は、周辺的环境に配慮し、良好な生産環境が誘導されるよう地区計画や他の地域地区を定めることができる。
- イ 容積率300%を定める場合は、建築物の立地状況等を勘案し、防火地域又は準防火地域の指定に努めるものとする。

《工業専用地域 指定標準》

指 定 区 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
主として工業の利便を図る区域（標準）	50 60	200
市街地開発事業等により面的に公共施設を整備し、新たに計画的な工業地を形成する区域（暫定用途地域）	30	100
土地の高度利用を前提とせず、主として工業の利便の増進を図る区域で、地域の環境を保全するため土地の高度利用を図ることが不適当な区域	50 60	100 150
土地の高度利用を図るべき区域で、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ、地区計画等により良好な生産環境が誘導される区域	50 60	300

5 用途地域の変更時期

- (1) 都市計画区域マスタープラン及び匝瑳市都市計画マスタープラン等の変更に応じ、計画的な土地利用の誘導を図る必要がある場合で、市街地整備等基盤の整備が確実となった時点で、用途地域の変更を行う。
- (2) 都市計画法第6条第1項の「都市計画に関する基礎調査」の結果等による土地利用の転換や建築物の動向を踏まえ、適切な土地利用の誘導及び保全を図る必要がある場合に、用途地域の変更を行う。
- (3) 市街地開発事業（土地区画整理事業を除く。）が実施される場合は、原則として事業の都市計画決定に併せ用途地域の変更を行う。
- (4) 土地区画整理事業においては、仮換地指定等事業の進捗に伴い、適切な時期に用途地域の変更を行う（用途地域への編入の際は、原則として暫定用途地域の指定を行う。）。
- (5) 都市計画道路等の沿道については、整備状況を踏まえ、適切な時期に用途地域の変更を行う。

6 用途地域の指定に当たっての留意事項

(1) 用途地域の区域界

- ① 用途地域及び容積率等の指定区域(以下「用途地域の区域等」という。)の境界は、原則として道路、鉄道、河川、水路等の明確な地形又は地物とする。
- ② 幹線道路沿道又は鉄道沿線に路線的に指定する場合は、原則として道路端、鉄道又は鉄道敷界から1宅地(25m)の区域に定めることができるものとする。
また、4車線以上の幹線道路沿道及び鉄道沿線については、道路端、鉄道又は鉄道敷界から2宅地(50m)の区域に定めることができるものとする。
なお、これらの近傍に区画道路等の明確な地形又は地物がある場合は、これを用途地域の区域等の境界とすることができる。
- ③ 明確な地形又は地物により難しい場合は、市街地開発事業界、行政界等を用途地域の区域等の境界とすることができる。

(2) 配置及び規模の特例

次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、本基準の配置及び規模について緩和することができる。ただし、配置又は規模を緩和する場合は、その地域及び隣接地域の住居の環境等に配慮するよう努めるものとする。

- ① 土地区画整理事業等で計画的な整備がされた又はされることが確実な区域のうち小規模な便利施設立地地区として位置づけられた地区等で隣接の住居の環境に支障のない地区等
- ② 路線的に用途地域を定めること等により飛び地として残る区域又は新たに路線的に定める用途地域に囲まれた区域で、既に低層住宅等が立地しており、住宅地の住居の環境を保護するため小規模な指定を続けていくことがやむを得ない区域
- ③ 地形等により小規模な指定がやむを得ない、かつ、隣接する他の用途地域への影響が少ない区域
- ④ 商業地域と住居専用地域との間に緩衝的に配置する近隣商業地域や工業地域又は工業専用地域と住居専用地域との間に緩衝的に配置する準工業地域又は第一種住居地域等の、周辺の住宅地の住居の環境を保護するため小規模な指定がやむを得ない区域
- ⑤ 前記①から④までに定めるもののほか、地域の特性や実情によりやむを得ないと認められる区域

7 用途地域の指定に関連するその他の地域地区の指定方針

(1) 防火地域及び準防火地域

① 指定の目的

防火地域及び準防火地域は、建築物の耐火性を高め、建築物の密集した市街地の不燃化を促進することにより、都市の防災性向上を図ることを目的として定める。

② 指定基準

- ア 商業地域を定める場合は、原則として防火地域を指定する。ただし、容積率200%を定める場合は、準防火地域を指定することができる。【再掲載】
- イ 建ぺい率80%の区域は、建築物の立地状況等を勘案し、防火地域又は準防火地域の指定に努めるものとする。【再掲載】
- ウ 容積率300%以上の区域は、建築物の立地状況等を勘案し、防火地域又は準防火地域の指定に努めるものとする。【再掲載】
- エ 前記アからウまでに定めるもののほか、必要と認める区域について、防火地域又は準防火地域を指定することができる。

(2) 高度地区

① 指定の目的

高度地区は、市街地における居住の環境を維持しつつ、土地利用の増進を図るため、日照、通風及び採光の確保を目的として定める。

② 種類等

高度地区の種類は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域と同等日照を確保できる「第一種高度地区」と、ある程度の高度利用を図りつつ日照、通風等の住居の環境を保護する「第二種高度地区」とし、建築物の最高高さの制限を設けることができる。

③ 指定基準

- ア 次に掲げる用途地域で、かつ、日照等を考慮する必要がある場合には、高度地区を指定することが望ましい。【再掲載】
 - ㊦ 第一種中高層住居専用地域
 - ㊧ 第二種中高層住居専用地域
 - ㊨ 第一種住居地域
 - ㊩ 第二種住居地域
 - ㊪ 準住居地域
- イ 次に掲げる用途地域で、かつ、特に日照等を考慮する必要がある場合には、高度地区を指定することが望ましい。【再掲載】
 - ㊫ 近隣商業地域
 - ㊬ 準工業地域
 - ㊭ 工業地域

8 附 則

(1) 施行期日

本基準は、令和 年 月 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(2) 適用

本基準は、施行日以後に新たに設置又は見直しを行う用途地域等の指定から適用し、施行日前に指定された用途地域等については、なお従前の例による。